

給付奨学金の適格認定（学業）について

《適格認定（学業）における学業成績の基準》

区分	学業成績の基準
① 廃止 (支給の打ち切り)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合 ・ 修得単位数が標準の5割以下の場合 ・ 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合 ・ 次に示す「警告」の区分に連続して該当した場合（ただし、②に該当する場合を除く）
② 停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2回連続して下記③の「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」の理由が「GPA（平均成績）等が下位4分の1」のみの場合（ただし、3回連続で「警告」となった場合を除く）
③ 警告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修得単位数が標準単位数の6割以下の場合 ・ GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合 ・ 出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合
④ 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「廃止」、「警告」以外の者

《適格認定（学校処分）における基準》

① 廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 懲戒処分による退学又は除籍の場合 ・ 無期停学又は3か月以上の有期停学の場合 <p>※いずれの場合も、処分を受けた学年の初日以降の支給分について返還が必要</p>
② 停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3か月未満の停学の場合 ・ 訓告処分の場合

上記による適格認定における基準に該当する以外の場合にも、次のいずれかに該当するときは、支給が打ち切られたうえで、返還が求められます。

- (1) 偽りその他不正の手段により支給を受けた場合
- (2) 大学等から退学・停学（無期限又は3か月以上のもの）の懲戒処分を受けた場合